

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

人事課

【告示】

- 令和四年度県統計調査の実施

統計分析課

- 救急病院の認定

医療推進課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

- 保安林の指定予定

治山課

- 任意契約の相手方の決定

税務課

- 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村）

耕地課

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

-

〃

-

〃

-

〃

-

〃

-

〃

-

〃

-

〃

- 落札者等の決定
- 令和四年度岡山県職員A採用試験の実施

【人事委員会】

警察本部会計課

人事委員会

◎岡山県規則第四十四号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二号中「送致され、収容されている場合」の下に「、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

◎岡山県告示第三百九十七号

令和四年度において、次の県統計調査を実施する。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県パーソントリップ調査

2 目的

本調査は、県民の移動状況を把握し、現状の公共交通の運行体系との比較を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

平成十九年四月一日以前生まれの世帯員がいる世帯の居住者（同月二日以降生まれの居住者を含む。）

三 報告を求め事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求め事項

個人の属性、移動の状況

2 その基準となる期日又は期間

令和四年十月のうちの平日・休日各一日を指定

四 報告を求め者

約二十万人（母集団の大きさ…約百九十万入）

五 報告を求めするために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求め期間

令和四年十月上旬から同年十一月上旬まで

七 実施部課名

県民生活部県民生活交通課

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

◎岡山県告示第三百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

児島聖康病院

2 所在地

倉敷市児島下の町一〇―三七四

二 認定年月日

令和四年九月十四日

三 認定の有効期限

令和七年九月十三日

◎岡山県告示第三百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年九月十六日
岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人ミネルヴァ クリニックソフィア

倉敷市昭和二―二―四四

令和四年九月一日

◎岡山県告示第四百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

アイン薬局 倉敷駅前店

倉敷市寿町一―二六 マツダパーキングビル一階

令和四年八月三十一日

◎岡山県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市有漢町有漢字土居四三四三の一、字土居畑上四六五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土居四三四三の一・字土居畑上四六五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四六五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
法人二税の税制改正に伴うシステム改修業務
- 二 契約期間
令和四年八月十九日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山県北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年八月十九日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
五〇、三三六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、五七六、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備中県民局長に申し出ることができる。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

倉敷市長

二 地区名

陶中地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

令和四年九月十六日から同年十月七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備中県民局農林水産事業部

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四六七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号 指定年月日	道路の位置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇一二号 令和四年九月六日	苫田郡鏡野町吉原字荒神元六八七 番一、字羅天六八九番一	六・〇〇	五二・〇〇

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前二〇五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区久米二三―一エルメゾン久米二〇二

矢吹春之介

矢吹 史恵

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月二十八日岡山県指令建指第四一号

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字稲井田一五〇八―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八一四―一アモロツソ・TOMO二〇二号

川村 昌範

川村 香織

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月十七日岡山県指令建指第六三号

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四二八―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市粒浦九三二―一九。パルクプレッツA一〇二

吉井 隆幸

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月二十四日岡山県指令建指第七四号

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区万倍四二―一三 P O S H H O U S E 一〇二

坪井 文孝

坪井 陽香

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月三日岡山県指令建指第一七八号

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

〔四七二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県運転免許センター庁舎等清掃業務委託
- 二 契約期間
令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部運転免許課
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 落札者を決定した日
令和四年九月一日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社Vシステム
岡山市北区内山下一丁目三番九号
- 六 落札金額
三六、四六二、六九〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、三一四、七九〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年七月十二日

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

◎岡山県人事委員会公示第十一号

令和四年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和四年九月十六日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
畜 産	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
林 業	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
電 気	二名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成四年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十三年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) い。日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式に

令和4年9月16日 岡山県公報 第12431号

(2) による筆記試験を行う。
 試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
畜産	家畜育种学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和四年十一月六日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和四年十一月二十四日（木曜日）及び同月二十五日（金曜日）のうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
令和四年十二月三日（土曜日）	

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和四年十一月十六日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	令和四年十二月十三日(火曜日)	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和五年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 令和四年四月採用者(新卒者)の給料月額は、一九四、三〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和四年九月十六日(金曜日)から同年十月十四日(金曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。